

## 平成30年度第29回茨城県そば共進会開催要綱

### 1 趣 旨

この共進会は、畑作振興、稲作転換等の対象作物としてのそばを取り入れて作付拡大と生産性及び品質向上を図るとともに、生産と連携した消費拡大を推進し、優秀なそばの産地の定着を図ることが重要である。このため、生産技術の向上、また、経営改善の面から創意工夫を行い、玄そばの生産・出荷のみならず付加価値の高い取組を行うなど他の模範となるそば生産農家及び営農集団を選考表彰し、その成果を広く紹介する。

### 2 主催ならびに後援

主催 公益社団法人 茨城県農林振興公社  
後援 茨城県・関東農政局・茨城県農産物検査協議会

### 3 申込の条件

- (1) 畑作振興、稲作転換等の対象作物としてそばをとり入れ、経営改善に顕著な実績を上げている農家及び集団であること。
- (2) 品種は県の奨励品種とする。
- (3) そばの栽培面積は次のとおりとする。  
個人の部……30アール以上を栽培する農家で他の模範であること。  
集団の部……2ヘクタール以上を栽培する集団で他の模範であること。  
出品ほ場は作付け全面積とする。
- (4) そば共進会審査規程に基づく資料の提出に応じかつ、現地調査等にも積極的に協力し得る農家及び集団。
- (5) 水稲の生産数量目標達成者であること。

### 4 参加申込及び推せん

- (1) 共進会に参加しようとする農家、また、集団は審査書類の該当項目を記入し、申込書様式1. 2を地域審査会に提出する。
- (2) 地域連絡協議会は地方農林事務所、関東農政局茨城拠点、地域農業改良普及センター、全農茨城県本部の職員により地域審査会を構成し、様式1. 2に基づいて優秀農家、集団を選考し、共進会に推せんする。
- (3) 共進会において優秀な農家・集団については、全国そば優良生産表彰事業に推せんする。

### 5 申込み

- (1) 募集開始 平成30年10月1日(月)
- (2) 参加申込み(農家→地域審査会) 平成30年10月31日(水)  
(地域審査会→共進会長) 平成30年11月 9日(金)

## 6 審 査

### (1) 審査員

茨城県、関東農政局茨城拠点、J A茨城県中央会、全農茨城県本部、茨城県農産物検査協議会、茨城県農林振興公社、実需者等の職員の中から共進会長が委嘱する。

### (2) 審査会

審査員により審査会を構成し、別に定める審査規程に基づき審査にあたる。

## 7 表 彰

優秀な農家及び集団について最優秀賞、優秀賞、優良賞及び特別賞を授与する。

特に、成績優秀なるものに対しては、全国そば優良生産表彰事業に推せんする。

但し、本共進会前3回まで最優秀賞を授与したものに対しては重ねて最優秀賞を授与しない。

## 8 表彰日程

平成31年2月15日（金）予定

## 審 査 規 程

- 1 茨城県そば共進会の審査はこの規程により行う。
- 2 本共進会の審査を行うため審査会をおく。審査会は審査長、審査員をもって構成し、共進会長が委嘱する。
- 3 審査は、書類審査、現物審査及び現地審査として次に示す要領による。  
但し、審査細目については別に定める。
  - (1) 書類審査  
次に示す項目について実施する。
    - ①そば生産改善の概況、作付面積、経営栽培状況、省力低コストの取り組み。
    - ②10アール当たり収量  
10アール当たり収量審査は様式3により実施する。
    - ③出荷状況。
    - ④地域興しや消費拡大、付加価値づけ等への取り組み状況。
  - (2) 品質審査  
出荷時の玄そば0.5キログラムを提出し茨城県農産物検査協議会において品質を審査する。
  - (3) 現地審査  
書類審査項目に対する現地確認をする。
- 4 審査会は、審査提出書類並びに現地審査において虚偽の申告あるいは不正等がなされた場合は審査を中止し、失格とすることができる。
- 5 審査会の決定に対しては一切の異議申立てを認めない。

## 審 査 細 則

審査対象項目と配点（155点）

項 目	配 点
(1) そば作付面積	20
(2) 10アール当たり収量	20
(3) 種子更新率	15
(4) 品 質	40
(5) 受検比率	10
(6) 経営栽培状況、省力低コストの取り組み	20
(7) 出荷率	10
(8) 地域興し、消費拡大、付加価値づけ、特別栽培等への取り組み	20
計	155